

東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例
施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 土砂等による土地の埋立て等の規制（第3条—第30条）

第3章 不法投棄の規制（第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例（平成15年東松山市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第2章 土砂等による土地の埋立て等の規制

（土壌基準）

第3条 条例第4条の規則で定める土壌基準は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項第1号に規定する環境省令で定める基準の例によるものとし、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（事業の許可）

第4条 条例第6条第1項第1号の法令の規定により許可、認可、確認又は指定を受けた事業で規則で定めるものとは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可を受けた事業
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条又は第95条の認可を受けた事業
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条、第14条又は第

7 1 条の 2 の認可を受けた事業

- (4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号）第 1 0 条の許可を受けた事業
- (5) 砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）第 1 6 条の認可を受けた事業
- (6) 採石法（昭和 2 5 年法律第 2 9 1 号）第 3 3 条の認可を受けた事業
- (7) 農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 4 条若しくは第 5 条の規定により許可を受け、又は同法第 4 条第 1 項第 8 号若しくは第 5 条第 1 項第 7 号の規定により届出を行った事業
- (8) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「盛土規制法」という。）第 1 2 条第 1 項の規定による許可を受けた工事
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が条例の規定を適用しないことが適当であると認めるもの
(許可の申請)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項に規定する規則で定める申請書は、事業許可申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 6 条第 2 項の規則で定める書類及び図面等は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地登記全部事項証明書（土地登記簿謄本）
- (2) 公図の写し（土地権利者、地目及び地積を記入。隣接地も同様）
- (3) 事業者及び土地所有者等の印鑑登録証明書（事業者及び土地所有者等が法人の場合は、当該法人に係る印鑑登録証明書）
- (4) 法人登記全部事項証明書（事業者及び土地所有者等が法人の場合）
- (5) 事業説明会報告書（様式第 2 号）
- (6) 承諾書（様式第 3 号）
- (7) 位置図
- (8) 土砂等の搬出入経路図
- (9) 現況平面図及び縦横断面図（5 0 0 分の 1 以上）
- (10) 計画平面図及び縦横断面図（5 0 0 分の 1 以上）

- (11) 土量計算書（事業に使用する土砂等に関するもの）
- (12) 計画排水平面図、縦横断面図及び構造図（500分の1以上）
- (13) 事業の工程表
- (14) 道路及び水路の占用許可書の写し
- (15) 事業予定場所の現況写真（東西南北及び進入口から撮影したもの）及び搬出入経路の現況写真
- (16) 埋蔵文化財の所在の有無に関する証明書
- (17) その他法令に基づく許可書又は届出を受理した旨を証する書類の写し
- (18) 条例及びこの規則を遵守し、道路、水路、水道施設等の公共施設を破損した場合、早急に復旧する旨の誓約書（様式第4号）
- (19) 事業者が当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等
（許可又は不許可の決定）

第6条 市長は、条例第6条第2項の規定による申請があった場合において、許可又は不許可を決定したときは、その旨を事業許可（不許可）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（許可の基準）

第7条 条例第7条第1項各号の規則で定める基準は、別表第3に定めるとおりとする。

（変更の許可申請）

第8条 条例第9条第1項に規定する事業変更の許可の申請書は、事業変更許可申請書（様式第6号）とする。

2 前項の申請書には、変更事項について市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（変更の許可を要しない軽微な変更）

第9条 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、事業期間を変更する場合で、その日数が許可を受けた日数の10分の1を超えないもの

とする。

(許可申請書の提出部数)

第10条 第5条及び第8条に規定する申請書及び添付書類の提出部数は、それぞれ正副3部とする。

(変更の許可又は不許可の決定)

第11条 市長は、条例第9条第1項の規定による変更の許可申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、その旨を事業変更許可(不許可)決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第12条 条例第10条の規定による規則で定める届出のうち、条例第6条第2項第1号に係る変更については、氏名等変更届出書(様式第8号)を、条例第9条第1項ただし書に係る変更については、事業期間変更届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(承継の届出)

第13条 条例第12条第2項に規定する規則で定める届出書は、地位承継届出書(様式第10号)とする。

2 前項に規定する届出書には、承継者の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第14条 条例第13条の規定による届出は、事業区域に土砂等の搬入を開始するとき又は一の発生場所から発生する土砂等が500立方メートル以上の場合に当該発生場所ごとに土砂等搬入届出書(様式第11号)を提出しなければならない。

2 条例第13条に規定する当該土砂等が当該発生場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものとは、土砂等発生元証明書(様式第12号)とする。

3 前項の証明書は、当該発生場所に係る盛土規制法第12条第4項の規定による通知又は盛土規制法第14条第2項の規定による許可証の写しをもって

これに代えることができる。

4 第1項の規定による届出書には、第2項又は前項の証明書のほか、次に掲げる書類及び図面等を添付するものとする。

(1) 土砂等の発生場所の位置及び現況写真

(2) 土砂等の発生を伴う工事等に係る請負契約書等の写し

(土砂等の量等の報告)

第15条 条例第14条の規定による報告は、事業等を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内（事業等を廃止し、中止し、又は完了した場合にあっては、条例第17条第2項又は条例第18条第1項の規定による届出の時）に、事業状況報告書（様式第13号）を提出して行わなければならない。

(土壌検査の報告)

第16条 条例第15条第1項による土壌検査は、市長の指定する職員が立会いの上行わなければならない。

2 前項の土壌検査の対象となる物質は次のとおりとする。

(1) カドミウム及びその化合物

(2) 六価クロム化合物

(3) シアン化合物

(4) 水銀及びその化合物

(5) セレン及びその化合物

(6) 鉛及びその化合物

(7) ^ひ砒素及びその化合物

(8) ふっ素及びその化合物

(9) ほう素及びその化合物

(10) 土壌汚染対策法第2条第1項に定める特定有害物質（ただし、第1号から第9号までに掲げる物質を除く。）のうち、土砂等の発生場所等から特に調査が必要と認める物質で市長が許可事業者に通知したもの

3 前項の土壌検査の物質については、同項第1号から第9号までに掲げる物

質にあつては土壌含有量調査（市長が許可事業者に通知した場合には、土壌溶出量調査）を行い、同項第10号に掲げる物質にあつては市長が許可事業者に通知した調査を行うものとする。

4 土壌検査の調査試料の採取地点は、事業区域において、市長の指定する職員の指示に基づいて、500平方メートルごとに1地点以上の割合で均等に選定するものとする。この場合において、前段の規定により採取する土砂等はそれぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とするものとする。

5 前各項に規定するもののほか、特定有害物質にあつては土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例によるものとする。

第17条 条例第15条第2項の規定による報告は、土壌検査報告書（様式第14号）により、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 検査試料採取調書及び土壌分析結果証明書

2 条例第15条第3項第2号の規定による土壌の汚染のおそれがないものとは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業区域内の土砂等のみを用いて土地の埋立て等を行うもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が土壌の汚染のおそれがないものと認めるもの

（標識の設置）

第18条 条例第16条に規定する規則で定める標識は、事業施行標識（様式第15号）とする。

（廃止等の届出）

第19条 条例第17条第2項による届出は、事業廃止届出書（様式第16号）を提出して行わなければならない。

（廃止等の場合の措置確認通知）

第20条 条例第17条第4項の確認結果通知は、事業の廃止に伴う措置確認通知書（様式第17号）により行うものとする。

(完了の届出)

第21条 条例第18条第1項による届出は、事業完了届出書(様式第18号)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、事業の完成状況等の写真を添付しなければならない。

(完了の場合の措置確認通知)

第22条 条例第18条第2項の確認結果通知は、事業の完了に伴う措置確認通知書(様式第19号)により行うものとする。

(停止命令)

第23条 条例第19条各項の規定による停止命令は、事業停止命令書(様式第20号)により行うものとする。

(措置命令)

第24条 条例第19条各項の規定による措置命令は、措置命令書(様式第21号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第25条 条例第20条第1項の規定による許可の取消しは、事業許可取消通知書(様式第22号)により行うものとする。

(義務違反に対する措置命令)

第26条 条例第21条各項に規定する措置命令は、違反行為に対する措置命令書(様式第23号)により行うものとする。

(義務違反に対する措置勧告)

第27条 条例第22条各項に規定する措置勧告は、違反行為に対する措置勧告書(様式第24号)により行うものとする。

(公表の方法)

第28条 条例第23条第1項、第2項又は第3項の規定による公表は、市広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(関係書類の閲覧)

第29条 条例第24条の規定による閲覧は、第5条の事業許可申請書及び同条第2項各号に規定する書類及び図面等の写しにより行うものとする。

(報告の聴取)

第30条 市長は、条例第26条の規定による報告を求めるときは、報告聴取通知書(様式第25号)により行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた許可事業者は、事実報告書(様式第26号)を市長に提出しなければならない。

第3章 不法投棄の規制

(原状回復命令等)

第31条 条例第30条の規定による原状回復その他必要な措置命令は、不法投棄原状回復等命令書(様式第27号)により行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成18年8月1日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年1月5日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月10日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年1月4日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則

の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第6条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第8条の規定による改正前の東松山市市民福祉センター条例施行規則、第9条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第10条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第11条の規定による改正前の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第13条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第14条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第15条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第16条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第17条の規定による改正前の東松山市子ども手当事務処理規則、第18条の規定による改正前の東松山市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第19条の規定による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則、第20条の規定による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第22条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第23条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第24条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第25条の規定による改正前の

東松山市身体障害者福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第27条の規定による改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第28条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第29条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第30条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第31条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第32条の規定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第33条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第34条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第35条の規定による改正前の東松山市母子保健法施行細則、第36条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第37条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第38条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第39条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第40条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第41条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例施行規則、第42条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務規則、第43条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規則、第44条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第45条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第46条の規定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第47条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理規則、第48条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第49条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第50条の規定による改正前の東松

山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第51条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第52条の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第53条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月28日規則第15号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第64号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月26日規則第23号）

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

附 則（令和7年6月30日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に埼玉県土採取条例を廃止する条例（令和7年埼玉県条例第9号）による廃止前の埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第6号）第3条第1項の認可を受けている事業に係る東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例（平成15年東松山市条例第29号）第6条第1項の規定の適用については、当該認可の期間が満了する日までの間、第1条の規定による改正後の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年9月29日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

土壌基準（含有量基準）		
項目	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきカドミウム 150 ミリグラム以下であること。	日本産業規格 K0102（以下この表において「規格」という。）55 に定める方法
六価クロム及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき六価クロム 250 ミリグラム以下であること。	規格 65.2 に定める方法
シアン化合物	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン 50 ミリグラム以下であること。	規格 38 に定める方法（規格 38.1 に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき水銀 15 ミリグラム以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきセレン 150 ミリグラム以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
鉛及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき鉛 150 ミリグラム以下であること。	規格 54 に定める方法
砒素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき砒素 150 ミリグラム以下であること。	規格 61 に定める方法
ふっ素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきふっ素 4,000 ミリグラム以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法

ほう素及びその化合物	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
------------	----------------------------------	--

別表第2（第3条関係）

土壌基準（溶出量基準）		
項目	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0102（以下この表において「規格K0102」という。）55に定める方法
六価クロム及びその化合物	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	規格K0102の65.2に定める方法
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0102の54に定める方法

砒素及びその化合物	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0102の61に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	規格K0102の34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125（以下この表において「規格K0125」という。）の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チウラム	検液1リットルにつき0.00	昭和46年12月環境庁告

	6ミリグラム以下であること。	示第59号付表4に掲げる方法
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）

備考

- 1 基準値にあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る基準値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.01ミリグラム、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、0.8ミリグラム及び1ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 3 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第3（第7条関係）

土砂等による土地の埋立て等の施行基準	
共通基準	<p>1 事業区域内に、みだりに人が立ち入ることを防止するため、区域の全周に囲いを設けること。囲いの構造は、風圧等により容易に倒壊しないものとする。</p> <p>2 出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる構造とすること。</p> <p>3 保安距離は、隣地境界線から原則として1メートル又は土砂等の高さに相当する長さのいずれか長い方の距離以上とすること。</p> <p>4 事業の施行期間は、開始届に記載の開始の日から原則として1年以内とすること。</p> <p>5 事業地の隣地地権者が所在不明の場合には、敷地境界より2メートル以上後退して事業を行うこと。</p>
施行基準	<p>1 埋立て及び盛土</p> <p>ア 埋立て及び盛土の施工に際しては、土砂等の高さを2メートル以内とすること。</p> <p>イ 埋立て及び盛土の施工に際しては、のり面（ただし、擁壁に覆われたのり面を除く。）の勾配を垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下とすること。</p> <p>ウ 埋立て及び盛土の施工に際しては、厚さ20～30センチメートルごとに、層状に繰返し締め固めをすること。</p> <p>エ 埋立て及び盛土の施工に際しては、必要に応じ基礎地盤調査を行い地質等を把握し必要な対策を講じること。 また、基礎地盤に草木等があるときは、全て伐採除根すること。</p> <p>オ 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地で埋立て及び盛土を施工する場合は、土</p>

砂等の滑動を防止するため原地盤に必ず段切りを行い、湧水の発生、又は発生のおそれのある場合は、暗渠排水等必要な措置を講ずること。

カ 土羽尻には、表面排水施設を設置するとともに、その施設が土砂等によって埋まらないように清掃、蓋をかける等必要な措置を講ずること。

キ 法面の崩壊を防止するため、芝、シガラ等による土留、種子吹付工等を行うこと。

ク 法面上部の排水は、法面方向へ流さないように反対方向に勾配をとること。勾配は、原則として2パーセント以上とすること。

2 堆積

ア 堆積の施工に際しては、のり面（ただし、擁壁に覆われたのり面を除く。）の勾配を垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下とすること。

イ 堆積の高さは、2メートル以内とすること。

ウ 粉じんが飛散するおそれのあるものについては、散水又はシートで覆う等必要な措置を講ずること。

3 排水施設

ア 埋立て等を施工する場合には、雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設を設置すること。

イ 排水施設を設置する場合には、その排水すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるよう、雨水管渠等の勾配及び降雨量に対する断面積を定めること。

ウ 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第1

0号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂の埋立て等が一時的な土砂の保管その他これらに類するものである場合は、この限りでない。

4 調整池

下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

5 擁壁

埋立て等で設置する擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条の規定により設置する擁壁の例によること。

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第6条関係)
様式第6号 (第8条関係)
様式第7号 (第11条関係)
様式第8号 (第12条関係)
様式第9号 (第12条関係)
様式第10号 (第13条関係)
様式第11号 (第14条関係)
様式第12号 (第14条関係)
様式第13号 (第15条関係)
様式第14号 (第17条関係)
様式第15号 (第18条関係)
様式第16号 (第19条関係)
様式第17号 (第20条関係)
様式第18号 (第21条関係)
様式第19号 (第22条関係)
様式第20号 (第23条関係)
様式第21号 (第24条関係)
様式第22号 (第25条関係)
様式第23号 (第26条関係)
様式第24号 (第27条関係)
様式第25号 (第30条関係)
様式第26号 (第30条関係)
様式第27号 (第31条関係)